

やいづ健幸応援団規約

(趣旨)

第1条 本規約は、焼津市が推進する「やいづ健幸応援団」（以下「応援団」という。）の枠組みを示し、登録等に関する基本的事項を定めるものとする。

2 応援団は、官民連携により、健幸（からだの健康づくりに取り組みつつ、こころの豊かさ及び生きがいを併せ持つ状態をいう。）の実現に資する活動を推進し、市民及び市内事業者の従業員の健幸づくりを支援する。

3 活動に関する事項は、焼津市が別に定める運用要領（以下「運用要領」という。）による。

(対象者)

第2条 応援団に登録できる者は、法人、団体及び個人事業主であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に事務所、事業所、店舗その他の活動拠点を有する者。
- (2) 市外に所在するが、市内において継続的に活動を行う者。
- (3) 前二号に準ずるものとして、焼津市が適当と認める者。

(登録)

第3条 応援団への登録を希望する者は、焼津市が指定する申込フォームに必要事項を入力し、送信するものとする。

2 前項の申込に際しては、本規約内容に承諾したものとみなす。

3 焼津市は、申込が所定の方式により到達したときは、登録が完了したものとし、登録完了通知（電子メール等）を送付する。

4 前各項の規定により登録が完了した者を「登録者」という。

5 登録完了後であっても、登録の取消しは第10条の定めによる。

(欠格事由)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録することができない。

(1) 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがされている者。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者。

(3) 政治団体、宗教団体又はこれらに類する団体。

(4) 応援団としての活動（予定を含む。）の内容が、専ら自己の販売促進又は集客のみを目的とするなど、本規約の趣旨に資する公益性が認められない者。

2 前項に該当しない場合であっても、申込内容がこの規約の趣旨に反すると焼津市が認めるときは、当該申込は無効とし、登録を行わないものとする。第3条第3項により登録が完了しているときは、焼津市は遅滞なく当該登録を取り消すものとする。

(名称及びロゴマークの使用)

第5条 登録者は、焼津市が別に定めるやいづ健幸応援団ロゴマーク使用要綱に従い、応援団の名称及びロゴマークを使用することができる。

(遵守事項)

第6条 登録者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 焼津市及び応援団の信用を害し、又は応援団の趣旨に反しないこと。
- (2) 法令、公序良俗又は社会通念に反しないこと。
- (3) 登録時の申告内容に虚偽がないこと。登録後に変更が生じたときは、速やかに焼津市に報告すること。

(登録の辞退)

第7条 登録者は、活動の継続が困難となったときは、焼津市が指定する方法により届け出ることにより、登録を辞退することができる。

(活動報告)

第8条 登録者は、毎年度の4月末日までに、焼津市が指定する様式（申込フォーム等）により、前年度の活動報告及び報告日の属する年度の活動予定等を提出しなければならない。

(活動の紹介及び周知)

第9条 焼津市は、登録者及びその活動を市のウェブサイトその他の広報媒体に掲載し、周知に努める。

(登録の取消し)

第10条 焼津市は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条（欠格事由）に該当することが判明したとき。
- (2) 第6条に違反したとき。
- (3) 登録時の申告内容に虚偽又は不適切な事項があることが判明したとき。
- (4) 応援団の趣旨を害し、又は害するおそれがあると認めるとき。
- (5) 第8条の活動報告及び活動予定の提出がない場合。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、焼津市が不適切と認めるとき。

(免責)

第11条 応援団の活動又は本規約に基づく登録の取消しにより、登録者に損害が生じた場合には、焼津市はその責任を負わない。

(その他)

第12条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は焼津市が別に定める。

附則

この規約は、令和7年10月1日から施行する。